

高知県公報

発行 高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
新たな町区域画定の届出 (市町村振興課)	1
字の区域及び名称の変更の届出(2件) (")	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)	2
公 告	
特定非営利活動法人の設立認証の申請(男女共同参画・NPO課)	2
10・27揭示	

高知県教育委員会規則	
高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則	2

規 則

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月9日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子

高知県規則第111号

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則(平成15年高知県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(4) 高知市中心身障害者通所援護事業費補助金交付要綱(平成10年4月1日制定)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第657号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、高知市長から次のとおり町の区域を新たに画する旨の届出があった。

この処分は、平成17年1月1日からその効力を生ずる。

平成16年11月9日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子

新たに画する町の名称	左欄の区域に該当する区域	
	村 名	大 字 名
鏡 大 河 内	鏡 村	大 河 内
鏡 小 浜		小 浜
鏡 大 利		大 利
鏡 今 井		今 井
鏡 草 峰		草 峰
鏡 白 岩		白 岩
鏡 狩 山		狩 山
鏡 吉 原		吉 原
鏡 的 湫		的 湫
鏡 去 坂		去 坂
鏡 竹 奈 路		竹 奈 路
鏡 敷 ノ 山		敷 ノ 山
鏡 柿 ノ 又		柿 ノ 又
鏡 横 矢		横 矢
鏡 増 原		増 原

鏡 葛 山	土佐山村	葛 山
鏡 梅 ノ 木		梅 ノ 木
鏡 小 山		小 山
土 佐 山 菖 蒲		菖 蒲
土 佐 山 西 川		西 川
土 佐 山 梶 谷		梶 谷
土 佐 山		土 佐 山
土 佐 山 高 川		高 川
土 佐 山 桑 尾		桑 尾
土 佐 山 都 網		都 網
土 佐 山 弘 瀬	弘 瀬	
土 佐 山 東 川	東 川	
土 佐 山 中 切	中 切	

備考 小字の区域及び名称については、従前のとおりとする。
高知県告示第658号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、安芸市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成16年11月9日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子
字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番 区 域	大 字	字
川 北	北 瘤	乙1725の2、乙1725の5	川 北	内 原 野
	南 瘤	乙1730の6、乙1730の7、乙1731の3		

嶺	乙1732の1、乙1732の4、乙1732のホ、乙1732の10、乙1732の11
中野	乙1756の1、乙1756の12
南中野	乙1760の1、乙1760の19、乙1760の20

備考 この表に表示されている区域に隣接する道路の全部を含むものとする。

高知県告示第659号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、安芸市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成16年11月9日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子
字の区域及び名称の変更

変更前			変更後	
大字	字	地番区域	大字	字
井ノ口	東岡	甲1168の1から 甲1168の13まで	井ノ口	清近岡
	腰前	甲1068の2から 甲1068の6まで		

備考 この表に表示されている区域に隣接介する道路である国有地の全部を含むものとする。

高知県告示第660号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月9日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子

- 1 施行者の名称
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和45年6月高知県告示第267号高知広域都市計画下水道事

業(高知市公共下水道)

3 事業施行期間

昭和45年6月2日から平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月高知県告示第202号の事業地に高知市一宮字下山崎を加える。

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成16年10月27日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成16年10月27日(揭示済)

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年10月27日	特定非営利活動法人スポーツと健康を考える会	伊井 雄二	高知市神田976番地1F	この法人は、子供から高齢者までスポーツに取り組む人々や学校のクラブ員等を対象に健康的にスポーツに取り組めるよう健康管理、傷害予防、指導・相談を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

教育委員会規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月9日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第25号

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則

第1条 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(昭和48年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

高知県立大方商業高等学校	本校	定時制の課程 通信制の課程	普通科 普通科
--------------	----	------------------	------------

」

を

「

高知県立大方商業高等学校	本校	全日制の課程	商業に関する学科 商業科 情報科
高知県立大方高等学校	本校	定時制の課程 通信制の課程	普通科 普通科

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 次に掲げる課程は、単位制による課程とする。

- 1 全日制の課程の総合学科
- 2 高知県立高知丸の内高等学校の全日制の課程の普通科
- 3 高知県立高知北高等学校の定時制の課程
- 4 高知県立大方高等学校の定時制の課程

第2条 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立大方商業高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。